

水道使用料金

水道使用料金はメーター検針による使用量に従って、下表により計算されます。料金は基本料金及び従量料金です。

なお、一般家庭は家事用、ご商売をなさっている方は営業用です。

■水道料金(1ヵ月につき) (平成8年10月1日改定)

料 金 用途別	区 分		料 金
家事用	基本料金	8 ³ まで	1,496.0円
	超過料金	9 ³ ~15 ³	192.5円
		16 ³ ~30 ³	220.0円
		31 ³ ~50 ³	275.0円
		51 ³ 以上	308.0円
営業用	基本料金	8 ³ まで	1496.0円
	超過料金	9 ³ ~15 ³	203.5円
		16 ³ ~30 ³	264.0円
		31 ³ ~50 ³	302.5円
		51 ³ ~100 ³	335.5円
		101 ³ ~500 ³	346.5円
		501 ³ 以上	357.5円
臨時用	1 ³ につき	572.0円	

(消費税込 10%)

■検針は2ヶ月に1度ですので使用料金は2ヶ月に1回(2ヶ月分)請求とさせていただきます。

※公共下水道を使われている地区は、下水道料金と一緒に請求させていただきます。あらかじめご了承ください。

下水道料金はお住いの市町村役場にお問合せください。

●家事用で2ヶ月で51³使用した場合

ひと月あたり①25³ と ②26³ に分けて計算します。

①25³の料金は

基本料金 8 ³ まで	1,496円
超過料金 9 ³ から15 ³ まで	7 ³ ×192.5円=1,347.5円
〃 16 ³ から30 ³ まで	<u>10³×220.0円=2,200円</u>
計	5,043.5円

②26³の場合

基本料金 8 ³ まで	1,496円
超過料金 9 ³ から15 ³ まで	7 ³ ×192.5円=1,347.5円
〃 16 ³ から30 ³ まで	<u>11³×220.0円=2,420.0円</u>
計	5,263.5円

合計金額 ①5,043.5円+②5,263.5円=10,307円

★合計金額の1円未満は切り捨てとなります。

★その他の使用料金は次ページ早見表をご覧ください。

※注意!!：個人商店の閉鎖や新しくお店を営む等、用途に変更が生じる場合、必ず水道部までご連絡ください。